

44の2.3 (b) 国際事務局は、出願人が第二十三条(2)の規定に基づき指定官庁に明示の請求を行った場合には、当該指定官庁又は出願人の請求により、速やかに、⁴³2.1の規定に基づき国際調査機関が作成した書面による見解の写しを当該指定官庁に送達する。

指定官庁のための翻訳

(a) 指定国は、自国の国内官庁の公用語以外の言語によつて、⁴⁴2.1の規定に基づく報告が作成された場合には、英語による報告の翻訳文を要求することができる。この要求は、国際事務局に通知するものとし、国際事務局はその要求を速やかに公報に掲載する。

(b) (a)の規定により翻訳文が要求された場合には、当該翻訳文は、国際事務局の責任において作成する。

(c) 国際事務局は、翻訳文の写しを、関係指定官庁及び出願人に指定官庁に報告を送達すると同時に送付する。

(d) (b)の規定する場合には、⁴³2.1の規定に基づき作成された書面による見解は、当該指定官庁の請求により、国際事務局により又はその責任において英語に翻訳される。国際事務局は、翻訳の請求を受付した日から二箇月以内に、翻訳文の写しを当該指定官庁に送達し、同時に出願人に送付する。

44の2.4 翻訳に関する意見

出願人は、⁴⁴2.3 (b)又は(d)に規定する翻訳文の正確性に関して書面による意見を作成することができ、その意見の写しを各関係指定官庁及び国際事務局に各一通送付する。

四十四 第四十四規則の二の次に第四十四規則の三として次のように加える。

第四十四規則の三 書面による見解、報告、翻訳文及び意見の秘密保持

44の3.1 (a) 国際事務局及び国際調査機関は、優先日から三十箇月を経過する前に、いかなる者又は当局に対しても次のものが知得されるようにしてはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。

(i) ⁴³2.1の規定により作成する書面による見解、⁴⁴2.3 (d)の規定により作成するその翻訳文又は⁴⁴2.4の規定に基づき出願人により送付される当該翻訳文についての書面による意見

(ii) 報告が⁴⁴2.1の規定により作成された場合には、その報告、⁴⁴2.3 (b)の規定により作成するその翻訳文又は⁴⁴2.4の規定に基づき出願人により送付される当該翻訳文についての書面による意見

(a) (a)の規定の適用上、「知得されるようにする」とは、手段のいかなるを問わず第三者が知ることができることをいい、個別に通報すること及び一般に公開することを含む。

47.1 (a)を次のように改める。

四十五 (a) 第二十条に規定する送達は、⁹³2.1に従い各指定官庁に対して、国際事務局が行う。ただし、⁴⁷4.4の規定が適用される場合を除くほか、その国際出願の国際公開より前に行つことはできない。

四十六 47.1 (2) (a)を次のように改める。

(a)(2) 国際事務局は、⁹³2.1の規定に従い、各指定官庁に対し、記録原本の受理の事実及び日付並びに優先権書類の受理の事実及び日付を通知する。

四十七 (b)を次のように改める。

(b) ⁴⁶1.1の規定に基づく期間内に国際事務局が受理した補正書が第二十条に規定する送達に含まれていなかった場合には、国際事務局は、当該補正書を指定官庁に速やかに送達し、出願人にその旨を通知する。

四十八 47.1 (c)を次のように改める。

(c) 国際事務局は、優先日から二十八箇月を経過した後速やかに、出願人に対し、次の事項を記載した通知を送付する。

(i) ⁹³2.1の規定に基づいて第二十条に規定する送達を請求した指定官庁及びその送達の日付

(ii) ⁹³2.1の規定に基づいて第二十条に規定する送達を請求しなかつた指定官庁

四十九 47.1 (c)の次に⁴⁷1.1 (2) (c)として次のように加える。

(c)(2) 指定官庁は、次のとおり(c)に規定する通知を受け入れる。

(i) (c)(i)に規定する指定官庁の場合は、第二十条に規定する送達が通知に明記された日に正当に行われた証拠として。

(ii) (c)(ii)に規定する指定官庁の場合は、当該官庁を指定官庁として行動する締約国が、第二十一条の規定に基づく出願人による国際出願の写しの提供を要求しない証拠として。

五十 47.1 (e)を次のように改める。

(e) 指定官庁が、優先日から二十八箇月を経過する前に、⁹³2.1の規定に従い国際事務局に対し第二十条に規定する送達を請求しなかつたときは、当該官庁が指定官庁として行動する締約国は、⁴⁹1.1 (2) (a)の規定により、国際事務局に対し第二十一条の規定に基づく出願人による国際出願の写しの提出を要求しない旨を通知したものとみなされる。

51 47.2 (a)を次のように改める。

51-1 47.2 (a) 送達に必要な写しは、国際事務局が作成する。送達に必要な写しに関するその他の細目は、実施細則で定めることができる。

(c) 削除

51-2 47.4を次のように改める。

47.4 国際公開前の第二十三条(2)の規定に基づく明示の請求

国際事務局は、出願人が国際出願の国際公開前に指定官庁に対し第二十三条(2)の規定に基づく明示の請求を行った場合には、出願人又は当該指定官庁の請求により、当該指定官庁に対し第二十条に規定する送達を速やかに行う。

51-3 48.6 (a)中の「29.(a)(ii)」を、「29.(ii)」に改める。

51-4 第四十九規則の次に第四十九規則の二として次のように加える。

第四十九規則の二 国内処理の目的のために求められる保護についての表示

49の2.1 特定の種類の保護の選択

(a) 出願人は、第四十三条が適用される指定国において国際出願が特許の付与ではなく同条に規定する他の種類の保護を求める出願として取り扱われることを希望する場合には、第二十一条に規定する行為を行う時に、指定官庁に対しその旨を表示する。